

青警本地第461号
平成24年9月6日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察用船舶管理運用規程の一部を改正する訓令の制定について

この度、青森県警察用船舶管理運用規程の一部を改正する訓令（平成24年9月青森県警察本部訓令第9号）を別添のとおり制定し、平成24年9月10日から施行することとしたが、制定の理由及び主な内容は次のとおりであるから、所属職員に周知徹底を図り運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が平成24年7月9日から施行され、外国人登録法（昭和27年法律第125号）が廃止されることなどに伴い、所要の改正を行った。

2 制定の主な内容（第11条関係）

第25条第5項を見直し、所要の改正を行った。

様式第6号「警備艇月間活動実施結果」を見直し、所要の改正を行った。

様式第14号「勤務日誌」を見直し、所要の改正を行った。

担当 地域課企画係

青森県警察本部訓令第9号

警 察 本 部
警 察 学 校
各 警 察 署

青森県警察用船舶管理運用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年9月3日

青森県警察本部長 山 本 有 一

青森県警察用船舶管理運用規程の一部を改正する訓令

青森県警察用船舶管理運用規程（平成10年3月青森県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第25条第5項を次のように改める。

- 5 第19条の規定による警備艇の点検を行う者は、次の各号に掲げる点検区分に応じ、当該各号に定める書類にその結果を記載しなければならない。
- (1) 日常点検 航行日誌
 - (2) 通常点検 通常点検簿（様式第15号）
 - (3) 特別点検 特別点検簿（様式第16号）

様式第6号及び様式第14号を次のように改める。

様式第6号
(第11条関係)

警備艇月間活動実施結果 (年 月分)

出動日数	日	出動時間	時間	休船日数	日	
	区 分	時 間	区 分	時 間		
出 動 時 間	警 ら		変 死 取 扱 い			
	訪 船 活 動		漂 流 物 拾 得			
	捜 索 救 助		護 送			
	保 護		広 報 活 動			
	捜 査		調 査 ・ 特 命			
	公 害 事 犯		訓 練			
	警 備 ・ 警 戒		試 運 転 ・ 整 備			
	警 衛 ・ 警 護		そ の 他			
	区 分	日 数	区 分	日 数		
休 船 日 数	故 障		待 命			
	定 期 検 査		要 員 不 足			
	整 備		燃 料 不 足			
	悪 天 候		そ の 他			
	区 分	件 数	人 員	区 分	件 数	人 員
保 取 護 扱 等 い	被救助者の救助			被救助船舶の救助		
	病人等の保護			漂流物拾得		
	変死取扱い			そ の 他		
	種 別	月 日	適 用 法 令	人 員	備 考	
犯 罪 の 検 挙 ・ 警 告	検・警	月 日()		人		
	検・警	月 日()		人		
	検・警	月 日()		人		
	検・警	月 日()		人		
	検・警	月 日()		人		

注 種別欄の「検」は検挙、「警」は警告を示す。
他官庁の協力を得て検挙（警告）した場合は、その旨を備考欄に記載する。

		時 刻	概 要			
取 扱 事 案						
出 動 時 間	区 分	時 間	人 員	区 分	時 間	人 員
	警 ら			警 衛 ・ 警 護		
	訪 船 活 動			変 死 取 扱 い		
	事 件 事 故			漂 流 物 拾 得		
	訪 船 活 動			護 送		
	捜 索 救 助			広 報 活 動		
	保 護			調 査 ・ 特 命		
	捜 査			訓 練		
公 害 事 犯			試 運 転 ・ 整 備			
警 備 ・ 警 戒			そ の 他			
海 域			広 域 運 用 時 間			
休 船 状 況	区 分	概 要				
	故 障					
	定 期 検 査					
	整 備					
	悪 天 候					
	待 命					
	要 員 不 足					
燃 料 不 足						
そ の 他						

注 出動時間の「警ら」欄は警ら活動中に行った訪船活動及び事件事故の取扱いを警ら活動時間の内数として計上する。

附 則

この訓令は、平成24年9月10日から施行する。

改正 平成 17 年 2 月本部訓令第 2 号
平成 24 年 9 月本部訓令第 9 号

平成 18 年 3 月本部訓令第 10 号

警察本部
警察学校
各警察署

青森県警察用船舶管理運用規程を次のように定める。

青森県警察用船舶管理運用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、青森県警察において装備する警察用船舶（以下「警備艇」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(配置)

第 2 条 警備艇は、八戸警察署に配置する。

(管理責任者)

第 3 条 警備艇の管理責任者は、生活安全部長とする。

2 管理責任者は、警備艇の保全、整備及び燃料について監督し、警備艇の維持管理に当たるものとする。

3 管理責任者は、前項の事務について、生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）に処理させることができる。

(運用責任者)

第 4 条 警備艇の運用責任者は、地域課長とする。

2 運用責任者は、警備艇の安全かつ効率的な運用に努めるものとする。

(使用責任者)

第 5 条 警備艇の使用責任者は、八戸警察署長とする。

2 使用責任者は、次の各号に掲げる事項について責任を負うものとする。

- (1) 警備艇の使用に関すること。
- (2) 警備艇の保全、整備に関すること。
- (3) 警備艇の燃料に関すること。
- (4) その他警備艇の維持管理に関すること。

(警備艇勤務員)

第 6 条 警備艇には、乗船警察官及び船舶職員（以下「警備艇勤務員」という。）を配置する。

2 乗船警察官とは、使用責任者から警備艇乗務を命ぜられた警察官をいい、船舶職員とは、船長、機関長、航海士及び機関士をいう。

(警備艇勤務員の勤務方法)

第 7 条 乗船警察官の通常勤務は、警ら、訪船連絡及び待機とし、特別勤務は、海上における事件、事故及び災害発生時における現場活動、水難救助活動、特定の警戒警備活動等とする。

2 船舶職員の勤務は、航行業務、待機その他特に命ぜられたものとする。

(指定警察官)

第 8 条 使用責任者は、警察活動を行うため、必要があると認めるときは、警備艇勤務員のほかに警備艇に乗船する警察官を指定することができる。

(指揮系統)

第 9 条 警備艇による警察活動においては、乗船警察官のうち上位の階級にある者（以下「上級者」という。）又は使用責任者が指定した者が指揮して行うものとする。

2 船長は、機関長その他の船舶職員を指揮監督し、警備艇の航行、保全及び整備並びに機関長その他の船舶職員の指導及び教養訓練について責任を負うものとする。

(運用区域)

第 10 条 警備艇の運用区域は、通常運用区域と広域運用区域とする。

2 通常運用区域及び広域運用区域の活動範囲並びに海域は、次の表のとおりとする。

区分	活動範囲	海域
通常運用区域	八戸警察署の管轄する沿海区域	A海域
広域運用区域	むつ警察署、野辺地警察署及び三沢警察署の管轄する太平洋側の沿海区域	B海域
	外ヶ浜警察署、大間警察署及びむつ警察署の管轄する津軽海峡の沿海区域	C海域
	陸奥湾	D海域
	外ヶ浜警察署、鯨ヶ沢警察署、つがる警察署及び五所川原警察署の管轄する日本海側の沿海区域	E海域

(運用計画等)

第11条 運用責任者は、警備艇の広域運用に関し、使用責任者と協議の上、警備艇の年間の広域運用計画及び広域運用訓練計画を策定し、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

- 2 使用責任者は、毎月、活動計画を策定し、運用責任者に報告するものとする。
- 3 前2項の報告文書は、次の表のとおりとする。

報告文書	様式	報告期限
警備艇広域運用計画	様式第1号	毎年11月10日
警備艇広域運用実施結果	様式第2号	毎年3月15日
警備艇広域運用訓練計画	様式第3号	毎年12月15日
警備艇広域運用訓練実施結果	様式第4号	実施の都度
警備艇月間活動計画	様式第5号	前月25日
警備艇月間活動実施結果	様式第6号	翌月7日
警備艇広域運用実施状況	様式第7号	翌月7日

(活動計画の変更)

第12条 上級者又は船長は、特別の事情により、前条第2項に規定する活動計画を変更するときは、速やかに使用責任者の承認を受けなければならない。ただし、承認を受けるいとまがない場合は、必要な措置を講じた後、その結果を速やかに使用責任者に報告しなければならない。

- 2 使用責任者は、前項の計画変更が広域運用である場合には、速やかに運用責任者に報告するものとする。

(広域運用)

第13条 広域運用を行う場合は、次の表に掲げる港を拠点港とする。ただし、これにより難しい場合は、この限りではない。

海域	B海域	C海域	D海域	E海域
拠点港	三沢港	大間港	青森港	鯨ヶ沢港

(応援派遣)

第14条 警備艇の応援派遣を要請する所属長は、警備艇派遣要請書（様式第8号）により運用責任者を経て本部長に申請するものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに警備艇派遣要請書を提出するものとする。

- 2 運用責任者は、前項の応援派遣要請があった場合は、活動の区域、方法等について使用責任者と協議し、必要な指示を行うことができる。

(使用責任の移転)

第15条 広域運用の際の使用責任は、第5条の規定にかかわらず運用責任者が負うものとする。

- 2 警備艇の応援派遣を受けた所属長は、前項の規定にかかわらず警備艇が指定した場所に入港したときから同応援派遣が解かれるまでの間、使用責任者としての責任を負うものとする。

(航行上の措置)

第16条 警備艇勤務員は、警備艇の航行に際し、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 水上警察旗制式（昭和31年国家公安委員会告示第1号）に定める水上警察旗を掲げること。
- (2) 訪船連絡等のため他の船舶に接舷するときは、警備艇の保全に十分配慮すること。
- (3) 常時無線局を開局するとともに、随時、出港時間、帰港時間、活動状況、異常の有無等を通信指令

課及び八戸警察署又は関係警察署に報告すること。

(係留及び退避時の措置)

第 17 条 船長は、警備艇に係留する場合には、八戸港の所定の場所（以下「基地港」という。）に係留しなければならない。ただし、基地港以外に係留する場合は、最も安全で、他の船舶の航行の妨害とならない場所に係留し、かつ緊急の出動に容易に対処し得る状態で係留するものとする。

2 船長は、荒天その他の事情により、警備艇の保全上必要があると認めたときは、他の安全な場所に退避するなど所要の措置を講じなければならない。

(離船時の措置)

第 18 条 警備艇勤務員は、離船する場合は、船室の施錠及び係留を確実にを行い、盗難、火災その他事故防止について万全の措置を講じなければならない。

(点検区分)

第 19 条 警備艇の点検は、次の各号に掲げる区分により行わなければならない。

- (1) 日常点検 船長が 1 日 1 回以上行うもの
- (2) 通常点検 使用責任者が月 1 回以上行うもの
- (3) 特別点検 管理責任者が年 1 回以上行うもの

(整備区分)

第 20 条 警備艇の整備は、次の各号に掲げる区分により行わなければならない。

- (1) 普通整備 警備艇勤務員が日常行う軽易な整備
- (2) 定期整備 年間計画に基づく整備
- (3) 臨時整備 船体の損傷、機関部の故障等により臨時に行う整備
- (4) 特別整備 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 5 条に規定する定期検査及び中間検査のための整備

(整備手続)

第 21 条 管理責任者は、定期整備及び特別整備を使用責任者に指示して行うものとする。

2 使用責任者は、臨時整備を行う場合は、警備艇臨時整備申請書（様式第 9 号）により管理責任者を経て本部長に申請し、その承認を受けて行うものとする。

(事故発生時の措置)

第 22 条 使用責任者は、警備艇に関する事故が発生したときは、次の各号に掲げる事項を速やかに運用責任者を経て本部長に報告しなければならない。

- (1) 事故の発生日時及び場所
- (2) 人の死傷又は物件の損壊程度
- (3) 事故の概要
- (4) 事故の原因
- (5) 事故に対する措置
- (6) その他必要な事項

(訓練)

第 23 条 使用責任者は、各種警察事案及び警備艇に係わる各種事故に際し、適切な措置を講ずることができるよう随時訓練を実施しなければならない。

(事件、事故等の引き継ぎ)

第 24 条 乗船警察官が広域運用区域において取り扱った事件、事故等については必要な初動措置を講じた後、事案の発生場所を管轄する警察署に引き継ぐものとする。

(関係簿冊)

第 25 条 管理責任者及び使用責任者は、警備艇の管理の状況を明らかにするため、次の各号に掲げる簿冊を備え付け、記録しておかななければならない。

- (1) 船歴簿（様式第 10 号）
- (2) 警備艇備品台帳（様式第 11 号）

2 使用責任者（八戸警察署長に限る。）は、燃料受払簿（様式第 12 号）を備え付け、燃料の受け払いの状況を記載しなければならない。

3 船長は、警備艇に航行日誌（様式第 13 号）を備え付け、航行状況等を記載しなければならない。

4 警備艇勤務員は、警備艇勤務状況を勤務日誌（様式第 14 号）に記載しなければならない。

5 警備艇の点検を行う者は、次の各号に掲げる点検区分に応じ、当該各号に定める書類にその結果を記載しなければならない。

- (1) 日常点検 航行日誌
 - (2) 通常点検 通常点検簿（様式第15号）
 - (3) 特別点検 特別点検簿（様式第16号）
- （細則）

第26条 運用責任者及び使用責任者は、この規程に定めるもののほか、本部長の承認を得て必要な細則を定めることができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年本部訓令第2号）

この訓令は、平成17年2月11日から施行する。

附 則（平成18年本部訓令第10号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年本部訓令第9号）

この訓令は、平成24年9月10日から施行する。

様式第1号
(第11条関係)

警備艇広域運用計画 (年)

年間重点目標				
月間活動重点	広域運用回数	活動時間	海 域	拠点港
	1月			
	2月			
	3月			
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			

様式第3号
(第11条関係)

警備艇広域運用訓練計画 (年)

回数	訓練月日	月	日
訓練内容	(想定・項目)	訓練海域	
		参加所属	
		参加人員	
		備考	
回数	訓練月日	月	日
訓練内容	(想定・項目)	訓練海域	
		参加所属	
		参加人員	
		備考	
回数	訓練月日	月	日
訓練内容	(想定・項目)	訓練海域	
		参加所属	
		参加人員	
		備考	

様式第4号
(第11条関係)

警備艇広域運用訓練実施結果 (年)

実 施 日 時					
実 施 海 域					
目 的					
体 制	参加所属等	所属名			
		人 員			
	使用した特殊装備				
	参加航空機及び 他県の警備艇等				
訓 練 概 要	訓 練 項 目				
	訓 練 状 況				

様式第6号
(第11条関係)

警備艇月間活動実施結果 (年 月分)

出動日数	日	出動時間	時間	休船日数	日	
	区 分	時 間	区 分	時 間		
出 動 時 間	警 ら		変 死 取 扱 い			
	訪 船 活 動		漂 流 物 拾 得			
	捜 索 救 助		護 送			
	保 護		広 報 活 動			
	捜 査		調 査 ・ 特 命			
	公 害 事 犯		訓 練			
	警 備 ・ 警 戒		試 運 転 ・ 整 備			
	警 衛 ・ 警 護		そ の 他			
	区 分	日 数	区 分	日 数		
休 船 日 数	故 障		待 命			
	定 期 検 査		要 員 不 足			
	整 備		燃 料 不 足			
	悪 天 候		そ の 他			
	区 分	件 数	人 員	区 分	件 数	人 員
保 取 護 扱 等 い	被 救 助 者 の 救 助			被 救 助 船 舶 の 救 助		
	病 人 等 の 保 護			漂 流 物 拾 得		
	変 死 取 扱 い			そ の 他		
	種 別	月 日	適 用 法 令	人 員	備 考	
犯 罪 の 検 挙 ・ 警 告	検 ・ 警	月 日 ()		人		
	検 ・ 警	月 日 ()		人		
	検 ・ 警	月 日 ()		人		
	検 ・ 警	月 日 ()		人		
	検 ・ 警	月 日 ()		人		

注 種別欄の「検」は検挙、「警」は警告を示す。
他官庁の協力を得て検挙（警告）した場合は、その旨を備考欄に記載する。

様式第8号
(第14条関係)

第 号 年 月 日				
青森県警察本部長 殿				
所属長				
警 備 艇 派 遣 要 請 書				
派遣要請理由 (活動内容)				
派遣期間	自 年 月 日 時 分 (日間) 至 年 月 日 時 分			
活動区域及 び指定先港				
乗船警察官	所 属	係	階 級	氏 名
派遣時に必要 とする装備品				
備 考				

様式第9号
(第21条関係)

第 号 年 月 日	
青森県警察本部長 殿	
八戸警察署長	
警備艇臨時整備申請書	
整 備 を 要する箇所	
損傷、故障 の 理 由	
整 備 に 要する日数	
修 理 工 場	
見 積 金 額	
備 考	

様式第10号
(第25条関係)

船 歴 簿

(1) 船舶カード

										年 月 日作成								
県警察名					所属部課署名						船主名							
船名					船籍港						登録番号				登録年月日			
船 体	総トン数					材質						船型						
	全長(メートル)					幅(メートル)						深さ(メートル)						
	喫水(メートル)					製造年月						造船会社						
主 機 関	種類					連続最大出力			PS/RPM			型式						
	主燃料					過負荷出力						燃料タンク容量		リットル				
	製造年月					燃料消費量			(リットル/h)			製造会社名						
	減速比		: 1			推進軸回転						搭載年月		年 月				
補 助 機 関	種類					連続最大出力			PS/RPM			推 進 器	直径		ミリメートル			
	名称					搭載年月			年 月				ピッチ		ミリメートル			
	主燃料					燃料タンク容量			リットル				翼数		個			
航行区域					最高速力		ノット		巡航速力		ノット		航続距離					
乗組員数					乗船定員数		人		搭載無線									
その他の特殊設備																		
備考																		

様式第13号
(第25条関係)

航行日誌

		署長	副署長	地域官	地 域 長	地 係 長
年 月 日 曜		風向		風速		
警備艇勤務員						
用 務						
出 港	港 名					
	時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分	
海 域						
寄 港	港 名					
	着 時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分	
港	港 名					
	発 時 刻	時 分	時 分	時 分	時 分	
海 域						
帰 港	港 名					
	着 時 間	時 分	時 分	時 分	時 分	
航 行	距離 (海里)					
	航 行 時 間	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
給 油						
主機関駆動時間		時 分	～	時 分		
備 考						

(表)

日 常 点 検 結 果				
順序	点 検 箇 所	良	否	措 置
1	保留状態の異常の有無			
2	船体内外部の清掃状態			
3	ビルジの量			
4	清水の量			
5	燃料の量			
6	操だ機構の機能			
7	救命、消火設備機具及び航海機具の状況			
8	クランクケース及びスラスト・ベアリング等の油量			
9	機関の調子及び各部の注油並びに手入状況			
10	バッテリーのターミナルの接続及び液量			
11	無線通信装置の状況			
12	計量、備品、属具類の機能及び手入れ状況			
備				
考				

	時刻	概要				
取 扱 事 案		-----				

出 動 時 間	区 分	時 間	人 員	区 分	時 間	人 員
	警 ら			警 衛 ・ 警 護		
	訪 船 活 動			変 死 取 扱 い		
	事 件 事 故			漂 流 物 拾 得		
	訪 船 活 動			護 送		
	捜 索 救 助			広 報 活 動		
	保 護			調 査 ・ 特 命		
	捜 査			訓 練		
公 害 事 犯			試 運 転 ・ 整 備			
警 備 ・ 警 戒			そ の 他			
海 域			広 域 運 用 時 間			
休 船 状 況	区 分	概 要				
	故 障					
	定 期 検 査					
	整 備					
	悪 天 候					
	待 命					
	要 員 不 足					
燃 料 不 足						
そ の 他						

注 出動時間の「警ら」欄は警ら活動中に行った訪船活動及び事件事故の取扱いを警ら活動時間の内数として計上する。

様式第15号
(第25条関係)

通 常 点 検 簿							
署 長	副 署 長	地 域 官	地域課長	地域係長	所 長	船 長	主 任
年 月 日				曜 日			
順 序	点 検 箇 所			良	否	措 置	
甲板部（船体及び属具関係）							
1	船体内外部の清掃状況						
2	操舵機構の機能及び手入れ状況						
3	係船、防舷、揚錨設備の機能及び手入れ状況						
4	船室及び衛生設備の適否						
5	排水設備の機能及び手入れ状況						
6	救命及び消火設備、器具の管理状況						
7	航海器具類の管理状況						
8	その他属具、備品、消耗品等の管理状況						
機関部							
1	機関内外部の締付及び注油の適否						
2	主機関の始動状況及びその調子						

(表)

3	噴油弁の状態			
4	冷却水ポンプ、ビルジポンプの吸込口の清掃状況			
5	反転装置の機能			
6	軸系、スタンチューブの状況			
7	管系の締付及び漏洩の有無			
8	バッテリーの比重・液量・取扱状況			
9	その他計器類の機能			
10	備品、消耗品の管理状況			
無線通信機関係				
1	M P R 1 0 0 型無線機の機能			
2	W D - 1 型無線機の機能			
3	港湾無線電話装置の機能			
4	漁業無線機の機能			
5	画像電送システムの機能			
備考				

(裏)

様式第16号
(第25条関係)

特 別 点 検 簿				
年 月 日			曜日	
順序	点 検 箇 所	良	否	措 置
甲板部（船体および属具関係）				
1	船体内外部の清掃状況			
2	操舵機構の機能及び手入れ状況			
3	係船、防舷、揚錨設備の機能及び手入れ状況			
4	船室及び衛生設備の適否			
5	排水設備の機能及び手入れ状況			
6	救命及び消火設備、器具の管理状況			
7	航海器具類の管理状況			
8	その他属具、備品、消耗品等の管理状況			
機関部				
1	機関内外部の締付及び注油の適否			
2	主機関の始動状況及びその調子			

(表)

3	噴油弁の状態			
4	冷却水ポンプ、ビルジポンプの吸込口の清掃状況			
5	反転装置の機能			
6	軸系、スタンチューブの状況			
7	管系の締付及び漏洩の有無			
8	バッテリーの比重・液量・取扱状況			
9	その他計器類の機能			
10	備品、消耗品の管理状況			
無線通信機関係				
1	M P R 1 0 0 型無線機の機能			
2	W D - 1 型無線機の機能			
3	港湾無線電話装置の機能			
4	漁業無線機の機能			
5	画像電送システムの機能			
備考				

(裏)